

# 10月14日(日)は 南部町議会議員一般選挙の

## 投票日です

### ◆不在者投票制度について

投票日に一定の理由で投票所に行くことができない人や身体に障害などがある人のために、投票日の前でも投票できる制度です。

◎指定病院などに入院中の人

不在者投票施設に指定されている病院・施設などに、入院・入所中の人は、そこの施設長に申請すれば、施設内で投票できます。

身体障害者手帳および戦傷病者手帳で一定の障害のある方、または介護保険の被保険者証で要介護5と記載のある方で、郵便投票証明書の交付を希望される方は、事前に選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票用紙の請求期限は、10月10日(水)までです。ご注意ください。

### ◆入場券について

有権者の皆さまには、告示日の翌日以降、入場券が郵送されます。

◎入場券を紛失した、または届いていない場合でも、期日前投票所、もしくは当日ご自分の投票区域の投票所で申し出れば投票することができます。

### 【問い合わせ先】

南部町選挙管理委員会事務局

電話 六六三一一二(総務課内)

- ◆今回の選挙に投票できる人  
今回の選挙に投票できる人は、次の項目すべてに該当する人です。  
◎平成4年10月15日以前に生まれた人  
◎平成24年7月8日以前から町内に住民登録をして住んでいる人。  
(投票日の前日までに町外に転出した人は、選挙期日に投票することができません)

- ◆投票日に投票に行けない人は期日前投票をしましよう  
選挙人が投票しやすい環境を整えるため、選挙期日前でも選挙期日の投票と同じように直接投票箱に投票できる制度です。  
手続きは期日前投票所で「期日前投票宣誓書」を記入するだけで、選挙期日の投票手続きとかわりありません。入場券を持参の上、プラザ西伯までお越し下さい。(届いてない場合は不要)

- ◎郵便等による不在者投票  
身体の不自由な人で「郵便投票証明書」の交付を受けている人は、郵便等による不在者投票をすることができます。